

②【会派】集計表

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団 2月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
42,176	0	0	23,360
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
119,159	142,165	53,350	
合 計			380,210 円

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 5 日	
支 払 先	長野県教職員組合	
	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等
	(該当項目に○)	
	研究研修費	会議室使用料
	調査旅費	(教職員組合との懇談)
	資料作成費	
	資料購入費	
	広報・広聴費	
	人 件 費	
	事 務 所 費	
	その他の経費	
		合 計
(領収書添付欄)		4,576 円

會議室使用料領收書

No

領收年月日

2024年 2月 5日

日本共産党長野市議団 様

長野県長野市旭町1098

一般財団法人 長野県教職員組合会館

登録番号 T4-1000-0501-0773

TEL 026-235-6995

下記のとおり領収致しました。ご利用ありがとうございます。

施設設備等利用料内訳

2024年1月31日

長野県教組長水支部様
長野市教職員組合様

長野市議団との懇談会開催通知

日本共産党市会議員団
団長 野々村博美

日頃からの教職員組合運動に敬意を申し上げます。

3月議会に向けて、貴組合との懇談会を下記のように計画をしました。大変お忙しいところとは思いますが、ご出席をお願いたします。

記

1. 日時 2月7日（水）午後6時30分～8時

2. 場所 長野県教育会館 2階特別会議室

3. 参加範囲

・長野県教組長水支部四役・長野市教職員組合四役・日本共産党長野市会議員団

4. 懇談内容

- (1) 長野市教職員組合の対市要求内容について
- (2) 学校給食費無償化について
- (3) 教職員の長時間過密労働解消について
- (4) その他

以上

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団
会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 11 日		
支 払 先	檀田公会堂・地区センター		
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費	懇 談 会 「これからの公共交通を考えよう」	9,200
	調査旅費	センター使用料	
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 務 所 費		
	その他の経費		
合 計			9,200 円

(領収書添付欄)

領 収 証

共産党長野市議員団様

No.

★

金 9200 円

内 訳

但 檀田地区センター 使用料

取扱印紙

現 金

令和 6 年 2 月 11 日 上記正に領収いたしました

小 切 手

檀田公会堂・地区センター

手 形

管理運営委員会

消費税額等(%)

コヨウ ウケ-90

これからの公共交通について考えよう

共産党市議団との懇談会

9月の市議会議員選挙で党市議団は公共交通の充実を重要な政策の一つに掲げてたたかいました。長野市ではオンデマンドバス事業が信州新町で始まり、これから各中山間地域に拡大していきます。しかし市役所や病院の近くにバスで行けない、家からバス停までの距離が遠いなど、街中の公共交通も多くの課題を抱えています。また、市内バス事業者は運転手が確保できないなどの理由から、一部路線で休日のバス運行を休止するなどの報道もあり、多くの皆さんのが不安を抱えています。

今後さらなる高齢化社会が進むもとで、市民の移動権をどう保証するのか、この課題はすでに待ったなしの状況となっています。そこで、市民の皆さんの願いにこたえるため、関心のある皆さんとの懇談の機会をもうけたいと思います。それぞれの地域の実状、取り組みを交流し、今後の運動をつくっていければと考えます。どうか振るってご参加ください。

・日時 2月11日(日)14時から

・場所 檜田地区センター

連絡先 共産党長野市会議員団 TEL・FAX 026-266-7887

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 13 日	
支 払 先	(株) 蔦友	
	使 途 区 分	金 額
	(該当項目に○)	円
	研究研修費	
	調査旅費	
	資料作成費	
	資料購入費	
	広報・広聴費	
	人 件 費	
	事 務 所 費	52,800 ✓
	その他の経費	550 ✓
		合 計 53,350 円 ✓

(領収書添付欄) 契約書は 2 月分に添付

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

依頼日	□ 6 年 □ 2 月 □ 13 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。												
お振込先	八十二銀行 ① 銀行	振込金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
			□	□	□	□	□	□	□	5	2	8	0	
預金種目	① ② ③ ④ ⑤ 普通 当座 賞賛 その他	支店 (営業部) (出張所)	振込手数料(消費税込)											
お受取人	フリガナ	預 金 種 目	領收済	後納	振込金額	当行あて	(左記以外)							
	(カフ) ツタエ	□	3万円	330円	□	□	□	□	□	□	□	□	円	
		未満	3万円以上	550円										
ご依頼人	おなまえ(漢字)	(株) 萬友 様												
	フリガナ	ニホンキヨウサントウナカ ノシカイキインターン												
おなまえ(漢字)	日本共産党 長野市会議員団 様													
日中のご連絡先(電話・携帯番号)(026)-(266)-(7882)														

- 振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
- ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- ・お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。



200円

この振込は受付時間の関係で本日中に
お受取人口座にご入金されない場合
がございますのでご了承ください

株式会社八十二銀行

4223②

御 請 求 書

380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共产党長野市会議員団 様

締切日付 2024/1/31

得意先生

株式会社 蔦友

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

総 越 額 [A]				今 回 御 買 上 額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引総越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				24,000	2,400	26,400

※：輕減稅率対象品目

隨時

御 請 求 書

380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共産党長野市会議員団 様

締切日付 2024/1/31

得意先CD



〒381-0022
長野市大字大豆高字中島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
聯引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

株式会社 [A]				今回御算上額 [B]			今回御請求額
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引総越額	今回御算上額	今回消費税	御算上額合計	[A]+[B]
				24,000	2,400	26,400	- 26,400

※ 品象技術研究会

隨時

賃貸借契約書

日本共産党長野市議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

富士通パソコン FMV-A5513/MX	FMVA0B02VP	1台
富士通パソコン ESPRIMO D7012/LX		1台
I/O テーブル 液晶ディスプレイ LCD-AH241EDB-B		1台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、毎月末に月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は日本共産党長野市議会議員団事務所内とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもつてこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(紛争の解決)

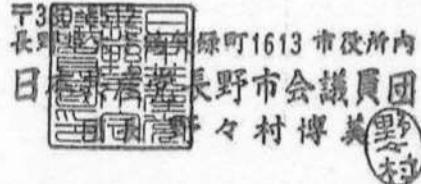
第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関する発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

發注者



受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 蔦井秀晴
代表取締役

賃貸借契約書

長野市議会 日本共産党長野市会議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

リコー複合機 IMC2010F 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 日本共産党長野市会議員団控室とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

- 第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

- 第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。
- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもつてこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

- 第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(紛争の解決)

- 第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する

- 費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。
- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

発注者



受注者

長野市大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 友
代表取締役 酒井秀晴

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 13 日		
支 払 先	NTTファイナンス		
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費	電話料 (1月分)	8,599
	人 件 費		
	事 務 所 費		
	その他の経費		
			8,599 円

(領収書添付欄)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	(本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。)	税区分 TAX
◆026-266-7882 ◇NTT東日本ご利用分				
8,599	2,350 5,200	回線使用料〈基本料〉(事務用) フレッツ光利用料(N・ファミリー)	12月11日～1月10日 12月11日～12月31日：お客 さまID [REDACTED]	合算 合算
	10	IP電話への通話料	12月11日～1月10日。なお前月 分は0円でした。	合算
	255	ダイヤル通話料	12月11日～1月10日。なお前月 分は195円でした。	合算
	(238) <238>	(内訳) スーパーケンタくん適用分 (内訳) スーパーケンタくん通話料	スーパーケンタくんをご利用にならなか った場合、238円となります。	
	(17) 3	(内訳) 通常通話料適用分 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%	合算
◇合計	8,599	合計		

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(東日本ご利用分)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)

026-266-7882

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
日本共産党長野市議団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2024年 2月26日発行)

2024年1月ご請求分	(2024年2月13日振替)
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,599 円
金融機関名 BANK/ORG	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 13 日	
支 払 先	長野生活と健康を守る会	
	経費の内訳、算出根拠等	金 額
(該当項目に○)		円
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
活動に要した経費 資料購入費	「制度のあらまし」 5冊	17,500
広報・広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
	合 計	17,500 円

【制度のあらまし】は学習会や集会、市民からの相談の時に使用するため議員、個人個人が携帯しています。

No.



制度のあらまし
生活と健康を守る新聞

領 収 証

日本共産党長野市会議員団様

¥ 17,500,-

(税込)

●内訳 制度のあらまし 5冊



●上記の金額をさしかにいただきました。ありがとうございました。

2024年 2月 13日

長野 生活と健康を守る会
担当者 [REDACTED]



③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団

支 払 日	令和 6 年 2 月 15 日		
支 払 先	信毎セミナー		
活動に要した経費	使 途 区 分 (該当項目に○)	経費の内訳、算出根拠等	金 額 円
	研究研修費	2月セミナー受講料	6,000
	調査旅費	(参加者: 野々村)	
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 務 所 費		
その他の経費			
		合 計	6,000 円

(領収書添付欄)

領 収 書

日本共産党
長野市議団 様

¥ 6,000-
但し 2月セミナー受講料として

上記の金額を領収いたしました
令和 6 年 2 月 15 日

信 每 セ ミ ナ 一
信濃毎日新聞社内
〒380-8546 長野市南県町 657
TEL: 026-236-3388 (直通)

信毎セミナー2月例会報告

日本人メジャーリーガー躍動へ 膨らむ期待

講師：共同通信スポーツデータ部長 石原秀知氏

講師の石原氏は1994年からプロ野球記者として現場を取材。今はデスクとのこと。豊富な知識で、大リーグで活躍する選手について語っていただいた。

大谷翔平についても興味深いお話を聞いた。花巻東高校の時の佐々木洋監督は大谷の骨がまだ成長段階にあるとして、投手としての活躍に制限をかけた。日本はもっと早い段階で科学的なトレーニングを行う指導をしていれば、大谷のようになり得た子どもたちがいたのではないかと話され、部活動や競技選手の育成に対する指導者の在り方を考えさせられた。

またMLBでは徹底したデータ解析が行われており、ピッチャーは不利になっており、配球で対抗していくことになる。打たれない投球を研究することが求められる。

私たちが試合を見ているだけではわからない大リーグの仕組みや年俸のこと、大谷翔平という大変稀有な魅力的な大リーガーについて知ることができ、興味深いセミナーであった。

野々村 博美

行政視察報告書 (No.1)

2024年2月16日

報告者氏名(代表) 野々村 傳美

次のとおり、視察をしましたので関係書類を添えて報告いたします。

1 視察者氏名

野々村 傳美			

2 視察期間

2024年2月15日～ 年 月 日

3 視察先、視察事項、選定理由

視察日時	視察先	視察事項及び選定理由
2024年2月15日 13時00分～14時30分	ホテル国際 21	「日本人メジャーリーガー躍動へ 膨らむ期待」 共同通信スポーツデータ部長 石原秀知氏
年 月 日 時 分～ 時 分		
年 月 日 時 分～ 時 分		
年 月 日 時 分～ 時 分		

信毎セミナー長野 2月例会

日本人メジャーリーガー躍動へ 膨らむ期待

共同通信スポーツデータ部長 石原 秀知 氏

講師略歴 1971年福岡県生まれ。明治大学政経学部卒。94年共同通信入社。プロ野球西武、オリックス、広島、巨人などを担当。2004年からシアトル、ロサンゼルス支局で主に米大リーグを取材。10年から運動部次長としてプロ野球、大リーグのデスクを務め21年11月から現職。

★★3月例会は3月15日（金）長野ホテル最北館。講師は笹川平和
財団上席研究員の渡部恒雄さん、演題は「米国大統領選挙と国際秩序
の行方－日本の戦略は？」の予定です★★

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 扲 日	令和 6 年 2 月 16 日		
支 扲 先	ひまわり書店		
	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費		
活動に要 した経費	資料購入費	定期購読料 「福祉のひろば」 2月号	550
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 業 所 費		
	その他の経費		
		合 計	550 円

(領収書添付欄)

領收書

No._____

長野市議団様

2024年 2月 16日

下記のとおり 申し上げます 登録番号 [REDACTED]

税込 合計金額 7550 消費税額等

品 名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率
福祉のひろば 2月号			550	

〒380-0921 長野県長野市栗田653-81

ひまわり書店

TEL 026-227-5177 FAX 026-227-2830

合計 (税抜・税込)	税率 %	消費税額等
	%	7550

コクヨ Q-354

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 22 日	
支 払 先	(株)電算	
	使 途 区 分	金 額
	(該当項目に○)	円
	研究研修費	
	調査旅費	
	資料作成費	
	資料購入費	
○ 活動に要した経費	広報・広聴費	インターネット使用料（1月分） 2,420
	人 件 費	
	事 務 所 費	
	その他の経費	
		合 計 2,420 円

(領収書添付欄)

06-02-22 MTU

2,420 AVISリヨウヒ

御 請 求 書

380-8512
長野市緑町1613
長野市役所内7F

日本共産党長野市会議員団

樣

請求番号 S23005991010 001 頁
2024 年 01 月 31 日 発行

〒380-0904
長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電 算

代表取締役社長 藤 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50996 インターネット
令和6年01月分

お振込み先
◆八十二銀行 <銀行コード> 0143

二請求金額 ￥2,420-

お支払期限 2024年02月29日

登録番号 T1100001002083

（備電算）
上記の口座にお振込ください。

avids 総合案内

TEL 0120-551475 (フリーコール)
平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

お知らせ

※本請求書のお支払いに関しましては、ご指定口座からの引落となりますのでお振込は不要です。

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 25 日		
支 払 先	ホテル信濃路		
	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費	懇 談 会 「長野市政懇談会」	
○	調査旅費	会場費	17,000
	資料作成費	喫茶代	5,400
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 務 所 費		
	その他の経費		
	合 計		22,400 円
(領収書添付欄)			

領収書兼ご利用明細書

ホテル信濃路

HOTEL SHINANOJI

公立学校共済組合 長野宿泊所

登録番号:T8-7001-5000-3179

長野県長野市中御所岡田町131-4

TEL:026-226-5212

FAX:026-226-5168

領収書No 24037336

お名前 共産党長野市議団様

ご利用日 2024/2/25 会場 黒姫 ご人数 15

発行日 2024/2/25

No	摘要	単価	数量	金額	税率	支払金額
1	会場費ー黒姫ー	17,000	1	17,000	10	
2	コーヒー	450	11	4,950	10	
3	紅茶	450	1	450	10	
4	現金					22,400



(10%対象 22,400 消費税 2,036)

ご請求合計	22,400
お支払合計	22,400
差引ご請求額	0

この度はご利用いただきありがとうございます。
※印紙税法第5条により非課税のため収入印紙は貼付いたしません。

長野市政懇談会

昨年 9 月の長野市議会選挙で新たに選出された日本共産党長野市議団は、懇談会を計画しました。選挙で市議団は、公共交通の充実や長野駅前の B1 地区の公費を投入しての再開発問題、また今年 1 月の能登半島地震を契機とした防災問題を始め、市民が直面する問題を関心のある行政経験のある市民の皆さんと交流したいと思います。

「公共」の役割と力を取り戻す事、そして地域住民が主体となって税金の使い道や公共の財産の役立て方を民主的な方法で決めていくことが重要です。当日は、こうした市民の目線での運動を作つていければと思います。

日 時 2月 25 日(日)13 時から 16 時
場 所 信濃路 会議室 黒姫
主 催 日本共産党長野市議団

③【会派】報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団

支 払 日	令和 6 年 2 月 26 日 -		
支 払 先	新日本婦人の会		
活動に要した経費	使 途 区 分 (該当項目に○)	経費の内訳、算出根拠等	金 額 円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費	定期購読料 「新婦人しんぶん」 2月分	410
	広報・広聴費		
	人 件 費		
	事 務 所 費		
その他の経費			
		合 計	410 円

(領収書添付欄)

No.

領 収 書

会費(しんぶん代含む)

新婦人しんぶん購読料

日本共産党長野市議団様

金 410 円 2 月分(元 円)

2024 年 2 月 26 日

上記の金額をいかにいただきました。ありがとうございました。

新日本婦人の会 ([REDACTED])



③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 26 日 -		
支 払 先	アートワークセツ		
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費	ホームページ管理更新料(2024年2月分)	22,000
	人 件 費	振込手数料	110
	事 務 所 費		
	その他の経費		
合 計			22,110 円

(領収書添付欄)

ご利用明細 いつもご利用いただき ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060226	222020275	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	(印鑑捺印)		
お支払	お 取 引 金 額		
	¥22,110		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高		
14:42	*****		
長野銀行			
受取人	ト") アートワークセツ 様		
依頼人	ニホンキヨウサントウナカ" ノシカ様		
振込日	06-02-26		
振込金額	¥22,000		
振込手数料	¥110		
0226029	XXXXXX 付につき長野 税務署承認済		

八十二銀行

ご利用明細 いつもご利用いただき ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060226-	222020275	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	(印鑑捺印)		
お支払	お 取 引 金 額		
	¥22,110		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高		
14:42	*****		
長野銀行			
受取人	ト") アートワークセツ 様		
依頼人	ニホンキヨウサントウナカ" ノシカ様		
振込日	06-02-26		
振込金額	¥22,000		
振込手数料	¥110		
0226029	XXXXXX 付につき長野 税務署承認済		

八十二銀行

写

請求書

日本共産党長野市会議員団 御中

合同会社アートワークセツ
登録番号:T6100003006490



〒383-0042
長野県中野市大字西条
982番地15、1階
TEL: 080-6933-3998

請求書番号: 2826
請求日: 2024/02/20
お支払期限: 2024/03/31

件名: ホームページサポート

ご請求金額 22,000 円

納品日	品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
2024/02/20	サポート	22,000	1	月	22,000
	値引き	-2,000	1		-2,000
			小計		20,000
			消費税額合計		2,000
			合計		22,000

振込先

- 長野銀行 支店名: [REDACTED]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 長野信用金庫 支店名: [REDACTED]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 八十二銀行 支店名: [REDACTED]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- GMOあおぞらネット銀行 支店名: [REDACTED]
口座名義: 合同会社アートワークセツ

備考

※誠に恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担をお願いいたします。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 27 日	
支 払 先	長野市	
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等
	(該当項目に○)	
	研究研修費	
	調査旅費	
	資料作成費	
	資料購入費	
	広報・広聴費	タブレット端末回線使用料
	人 件 費	(R5.10月～R6.3月)
	事 務 所 費	
その他の経費		
		合 計
		86,030 円
(領収書添付欄)		

納入（返納金）通知書兼領收証書
380-0813
長野市大字鶴賀緑町1613番地長野市議会内

日本共産党長野市会議員団 代表 野々村 博美

様

金額	86,030 円	
調定番号（支出命令番号）	115352	
年 度	令和5年度 一般会計	
会計名称	議会事務局総務議事調査課	
担当課	科目名称 (事業名)	
科 目	雜入 その他収入（経常・経常）	
内 容	タブレット端末回線使用料 (R5.10~R6.3)	
納期限	令和6年3月19日	

上記金額を裏面の長野市指定金融機関、指定代理
金融機関又は収納代理金融機関等に納めてください。
令和6年2月20日

長野市長 萩原 健司



金融機関→お客様

※ 本書は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたり
しないでください。

タブレット端末回線使用料納入額

【日本共産党長野市会議員団】

所属議員	納入額	計算	備考
阿出川 希	17,206円		
滝沢 真一	17,206円		
佐藤 高志	17,206円		
野々村博美	17,206円		
黒沢 清一	17,206円		
計	86,030円	納入額 : 2,607円*1.1*6か月=17,206円	

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 27 日	
支 払 先	信濃毎日新聞	
使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
(該当項目に○)		円
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費	定期購読料 信濃毎日新聞（2月分）	3,900
広報・広聴費	〃 市民新聞	1,000
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
	合 計	4,900 円

(領収書添付欄)

6|06-02-27|WTU

4,900 3231

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 扲 日	令和 6 年 2 月 28 日	
支 扲 先	(株)東邦不動産プラザ	
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等
	(該当項目に○)	
	研究研修費	
	調査旅費	
	資料作成費	
	資料購入費	
	広報・広聴費	
	人 件 費	会派職員用駐車場料（2月分）
	事 務 所 費	振込手数料
	その他の経費	
合 計		12,165 円

(領収書添付欄) 契約書は 10 月分に添付

8 06-02-28 WTU

9 06-02-28 WTU

12,000 ジヤト"ウツウキン

165 テスクリヨウ

③【会派】 報告書

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 2 月 29 日 -	
支 払 先	[REDACTED]	
使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
(該当項目に○)		円
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報・広聴費		
人 件 費	賃金 2月分	130,000
事 務 所 費		
その他の経費		
	合 計	130,000 円

(領収書添付欄)

政務活動業務 勤務実績表・領収書

月分		氏名		
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木	(出)		
2	金	(出)		
3	土			
4	日			
5	月	(出)		
6	火	(出)		
7	水	(出)		
8	木	(出)		
9	金	(出)		
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	(出)		
14	水	(出)		
15	木	(出)		
16	金	(出)		
17	土			
18	日			
19	月	(出)		
20	火	(出)		
21	水	(出)		
22	木	(出)		
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	(出)		
27	火	(出)		
28	水	(出)		
29	木	(出)		
30				
31				
計	(A)	(B)		

上記のとおり勤務したことを証明します。

氏名 阿出川 希印 

金 130,000 円 (C)

左記金額領収致しました。

令和6年 之月 29 日

氏名

【政務活動費充当計算】

$$\textcircled{1} (B) [\text{時間} \text{ 分}] \times \text{単価} [\text{円}] = \frac{\text{交通費}}{5,000} 125,000$$

$$\textcircled{2} \text{総支給額} (C) [\text{円}] \times (B) / (A) = \frac{125,000}{5,000} 130,000 \text{円}$$